

閣内 第二二〇號

案 起

昭和二十七年十月三十日

定 決

昭和二十七年十一月一日

行 施

昭和二十七年十一月四日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣府事務官

総務局

案 内

昭和二十七年十一月四日

内閣総理大臣

衆議院議長

さきに、前内閣総理大臣より貴院に提出した左記の議案
は、その御審議をす、めらるるよう御取り計らい願いたい。

記

- 一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
- 一、電身及ひかスに關する臨時措置に關する法律案
- 一、公共企業体等勞働關係法第十九条第二項の規定に基き
国会の議決を求めらるる件

なお、さきに参議院に提出し、予備審査のため貴院に送付した左記の議案は、その審議をすゝめられたる旨参議院議長に申し出ておきましたから、審議継続方悉く御取り計らい願いたい。

記

- 一、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を
改正する法律案

案(二)

昭和二十七年十一月四日

内閣総理大臣

参議院議長 へ

さきに、前内閣総理大臣より貴院に提出した左記の議案は、その御審議をすゝめられたるよう御取り計らい願いたい。

記

- 一、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を
改正する法律案

なお、さきに衆議院に提出し、予備審査のため貴院に送付した左記の議案は、その審議をすゝめられたる旨衆議院議長に申し出ておきましたから、審議継続方悉く御取り計らい願いたい。

総理府

願

記

一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律が不
了、電算及びカスト関する臨時措置に關する法律が不
一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に
基き、国会に議決を求めた件

総
理
府

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表市町村の項中「2 戸籍住民登録費 本籍人口及び世帯数 一人につき

一四四二」を「2 戸籍住民登録費 本籍人口 一人につき 九九八
世帯数 一世帯につき 四五八七」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

2 改正後の地方財政平衡交付金法第十二条第一項の表市町村の項中「2 戸籍住民登録費 本
世

籍人口 一人につき 九九八
とあるのは、昭和二十七年度に限り、「2 戸籍住民登録
世帯数 一世帯につき 四五八七」

費 本籍人口	一人につき	一〇一九
世帯数	一世帯につき	五八三〇

と読み替えるものとする。

3 住民登録法施行法(昭和二十七年法律第百六号)の一部を次のように改正する。
附則第九項を削る。

理由

住民登録法の施行後の状況にかんがみ、地方財政平衡交付金の基準財政需要額の算定に用いるべき単位費用を改めるとともに、昭和二十七年度分についての特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律

電気事業及びガス事業、電気及びガスの供給、電気の使用制限、発電水力、電気用品並びに電気及びガスに関する施設に関しては、これらの事項に関して規定する法律が制定施行されるまでの間は、昭和二十七年十月二十四日に効力を有していた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号。罰則を含む。）並びに旧電気事業再編成令（昭和二十五年政令第三百四十二号）第六条第二項並びに附則第十二項及び第十六項の規定の例による。但し、他の法令の規定の適用を妨げない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 通商産業大臣がこの法律の施行の際この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により命令を制定する場合において、その命令の内容が旧公益事業令に基づく命令で昭和二十七年十月二

十四日に効力を有していたものの内容と同一であるときは、旧公益事業令第六十条第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行うことを要しない。

3 この法律の規定に基き旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けるべき事項について、昭和二十七年十月二十四日に同令の規定による許可又は認可を受けていた者は、その事項について、この法律の施行の日に、この法律の規定に基き旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けたものとみなす。

4 前二項に定めるものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過的措施は、政令で定める。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中電気事業主任技術者資格検定審議会の項の次に次のように加える。

電気及びガス関係法令 改正審議会	電気及びガスに関する法令の改正に関する重要事項を調査審議すること。
---------------------	-----------------------------------

6 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号を次のように改める。

九 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

7 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第七條に次の一号を加える。

八 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

8 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の施行の日以後は、道路法施行法(昭和二十七年法律第百八十一号)第十六条の規定は、この法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令第七十五条第四項及び同条第五項第二号の読替規定を定めたものとみなす。

9 他の法令中「公益事業令」とあるのは、「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令」と読み替えるものとする。

理由

公益事業令及び電気事業再編成令の失効に伴い、電気及びガスに関する新たな立法措置がなされるまでの間、臨時に電気事業及びガス事業、電気及びガスの供給、電気の使用制限、発電水力、電気用品並びに電気及びガスに関する施設に関する規制を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一
部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在連合王国日本国大使館」	連合王国	ロンドン	を
在連合王国日本国大使館	連合王国	ロンドン	に、
在中華民國日本国大使館	台湾 台北		
在ジュネーヴ日本国総領事館	スイス ジュネーヴ		を
在ジュネーヴ日本国総領事館	スイス ジュネーヴ		
在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア ジャカルタ		

在ラングーン日本国総領事館	ビルマ	ラングーン	に、
在ヘルシンキ日本国総領事館	フィンランド	ヘルシンキ	
在ロンドン日本国総領事館	連合王国	ロンドン	
在フレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦	フレトリア	
在スラバヤ日本国領事館	インドネシア	スラバヤ	を
在スラバヤ日本国領事館	インドネシア	スラバヤ	
在リマ日本国領事館	ペルー	リマ	に改

める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中 「連合王国 一八、三〇〇 一二、五〇〇 一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、

七〇〇 六、六〇〇 五、七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、〇三〇 二、七

五〇 一二、五〇〇 一二、二五〇」を
連合王国 一八、三〇〇 一二、五〇〇 一一、〇〇
中華民国 一四、五〇〇 一二、二〇〇 一一、〇〇

八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、五八
八、八〇〇	七、七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、五八

三、〇三〇	一二、七五〇	一二、五〇〇	一二、二五〇
三、〇三〇	一二、七五〇	一二、五〇〇	一二、二五〇

に改め、総領事館の項中 「ジュネー

ヴ 一一、〇〇〇 八、八〇〇 七、七〇〇 六、六〇〇 五、

七八〇 四、九五〇 四、一三〇 三、五八〇 三、〇三〇 二、七五〇 二、五〇

〇 一二、二五〇

を

ジュネーヴ				一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、
ジャカルタ				一〇、四五〇	八、三六〇	七、
ラングーン				一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、
ヘルシンキ				九、二四〇	七、三九〇	六、
ロンドン				一一、〇〇〇	八、八〇〇	七、
フレトリア				九、二四〇	七、三九〇	六、

七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、
三二〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、
七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、
四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、
七〇〇	六、六〇〇	五、七八〇	四、九五〇	四、一三〇	三、五八〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、
四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、
五〇〇	二、二五〇							

に改め、領事館の項中

スラバヤ

九、三

三八〇	二、一四〇
五〇〇	二、二五〇
一〇〇	一、八九〇
五〇〇	二、二五〇
一〇〇	一、八九〇

五〇	七、四八〇	六、五五〇	五、六一〇	四、九一〇	四、二一〇	三、五一〇	三、〇四〇	二、五
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

七〇	二、三四〇	二、一三〇	一、九一〇
----	-------	-------	-------

を

スラバヤ				九、三
リマ				九、九

五〇	七、四八〇	六、五五〇	五、六一〇	四、九一〇	四、二一〇	三、五一〇	三、〇四〇	二、五
〇〇	七、九二〇	六、九三〇	五、九四〇	五、二〇〇	四、四六〇	三、七一〇	三、二二〇	二、七

七〇	二、三四〇	二、一三〇	一、九一〇
二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇

に改め、備考一の番号及び備考二を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 左に掲げる政令は、廃止する。
 - 一 在外公館増置令(昭和二十七年政令第三百三十六号)
 - 二 在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令(昭和二十七年政令第四百三十八号)

理 由

中華民国、インドネシア、ビルマ、フィンランド、連合王国、南アフリカ連邦及びベルーにおける大使館、総領事館又は領事館の新設に関し、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、
国会の議決を求めるの件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
公共企業体等仲裁委员会の別紙裁定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定
により、国会の議決を求める。

昭和二十七年八月十三日
仲裁裁定第八号

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等仲裁委員会

目次

一經

過

一

一裁

定

七

一理

由

九

経 過

一 日本国有鉄道（以下国鉄という。）職員の現行賃金は、昨年六月五日国有鉄道中央調停委員会（以下中央調停委員会という。）が提示した調停案「昭和二十六年度における職員の基準賃金は、平均月額一〇、八二四円とする。両当事者はすみやかにこれが実施に必要な措置を講ずること。」を、国鉄並びに国鉄労働組合（以下組合という。）が受諾し、これに基づく協定によつて設定されたものである。その間、両者の折衝は難渋を極め、或は再調停の申請となり、また仲裁手続の開始となつたが、裁定に至らずして取下げられ、結局年末に至り、八月より実施することとして協定成立し、自主的解決をみたものである。

二 昭和二十七年度の賃金については、本年二月十九日組合は「昭和二十七年度賃金の改訂及び増額」として、国鉄に対し要求書を提出し、数次にわたる団体交渉を重ねたが、三月十三日国

鉄は「趣旨は了とする点もないではないが、現段階においては、各項目についての要求には応じ難い」旨を回答したので、三月二十九日組合は、公共企業体労働関係法第二十四条第二号により、中央調停委員会に対し、調停申請を行つたのである。

中央調停委員会は、四月九日委員会を開催し、本事案の取扱について検討したが、委員の任期が同日満了するので、これが決定は新委員会においてなすこととした。しかしながら、新委員の選定手続は、はかばかしい進捗をみず、漸く五月二十九日に至り、同月二十六日付をもつて委嘱されたが、既に調停期間の二ヶ月を委員曠欠のまま経過した実情にあつたので、本事案の取扱について腐心し、関係者の意見も聴取して討議した結果、「現状の如き特殊な事態のもとに調停手続を進めこれ以上日時を遷延することは、諸般の事情に鑑み紛争の調整上むしろ不適当である。」と認め、全員一致の決議をもつて、公共企業体労働関係法第三十四条第三号の規定により、同月三十日本委員会に対し仲裁請求を行つた。

三 本委員会は、六月三日委員会を開催し、右仲裁請求書について検討を開始し、同月七日の委員会において、中央調停委員長から仲裁請求に至るまでの詳細な事情を聴取したが、「昭和二十七年度においては組合及び日本国有鉄道機関車労働組合（以下機労という。）をもつて一つの交渉単位とする」という本年三月二十六日付労働大臣の決定があり、右に基く交渉委員会成立の手続が完了せず、仲裁請求書に表示されている当事者の一方である組合執行委員長代理大和与一は、公共企業体労働関係法による国鉄全職員を代表する資格を欠くに至つたものと認められ、従つて仲裁手続の進行は不可能なので、この間関係者の意見も聴取し、六月十一日組合及び機労の全交渉委員に対し、交渉委員会の代表者か、または本事案についての代表者の選定方を申入れた。

これに対し同月二十日に至り、組合及び機労の交渉委員全員の連名をもつて、本件処理について代表者を大和与一とする旨回答を得たので、組合、機労の双方に対してこれが確認を行

い、更に本委員会は機務側から国鉄に対し別個に賃金改訂について要求している案件と本事案とは関係なく、従つて三月二十九日調停申請された事案がそのまま仲裁裁定の対象となる旨を念査し、六月二十四日仲裁手続を開始することとした。

四 本事案は、団体交渉の過程において、充分論議されたあとは見受けられず、職員側の主張に對して、国鉄側の具体的意見は述べられることもなく調停申請が行われ、なおまた中央調停委員会が前述の状態にあつたため、何等進展をみることもなく仲裁請求がなされた異例の事案であるので、職員側の要求とこれに対する国鉄の主張並びに見解を詳細に訊ねる必要が認められた。

いま双方の主張のおもな対立点を示すと次のとおりである。

(一) 基本給について

(1) 職員側の主張

昭和二十七年度賃金として四月以降、現行基本給(本俸、扶養手当、勤務地手当)に月額六、一〇〇円を追加する。

(2) 国鉄側の主張

実質賃金の確保を図ることは当然考慮すべきであり、また公務員の給与との較差は維持しなければならぬが、これが改訂は経済指標の見透しのほか、国鉄事業の公共性、国鉄の支払能力等に照らし決定さるべきである。しかしながら現段階においては、諸般の事情からして、賃金額を確言することができない。

(二) 各種手当について

(1) 職員側の主張

特殊勤務手当、石炭手当、寒冷地給、薪炭手当、夏季手当及び年末手当を通じ、一人一ヶ月平均二、四〇〇円の増加を要求する。

なお夏季手当については、仲裁手続開始後、国鉄との間に協定成立し、その主張（七一・二四余）は取下げられた。

(2) 国鉄側の主張

特殊勤務手当については、二、九二〇円ベース当時から改訂が行われていないものうち、引上げることとするものもある。

石炭手当、寒冷地給、薪炭手当のうち、薪炭手当の新設は、漸次経済の安定した現在において、理論的根拠にも疑問があり、仮に薪炭手当の必要があるとしても別個に新設すべきでなく、寒冷地給において考慮すべきであり、根本的には、石炭手当、寒冷地給、薪炭手当は在勤手当として総合的に再検討さるべきであろう。

年末手当は、その性格からしても、支払能力の限度において考慮せらるべきであり、財政の見透しが判然としない現在、何ヶ月分が妥当であるかということはいい得ない。

五 今回の職員側要求は、基本給のほか各種手当を含み、従来はみられなかった方式をとつているので、その内容は老大となり、これが詳密なる検討には相当の長時間を要し、また審議の過程において、組合大会が開催されたため等により、法定期間を超えることの止むを得ない事情にたち至つたのである。この間、当事者双方より資料を提出させ事情を聴取し、かつ各方面の専門家の意見をも徴し、前後二十八回の会議を重ね慎重審議の結果、次のとおり裁定を行うこととなつた。

裁 定

当事者

東京都千代田区丸ノ内一ノ一

日本国有鉄道

右代表者 総裁

長崎惣之助

東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本国有鉄道内

日本国有鉄道職員

右代表者 職員側交渉委員会代表 相沢重明

両当事者間の「国鉄職員の昭和二十七年度賃金の改訂に関する紛争」につき、本委員会は、左のとおり裁定する。

記

一 日本国有鉄道における特定職員を除く全職員（以下同じ）の基本給（本俸、扶養手当、勤務地手当）は、昭和二十七年八月以降、平均月額一三、四〇〇円とする。

二 特殊勤務手当は、前項による職種別新本俸決定の後、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により、従来のもを改訂する。その実施時期は前項に準ずる。

三 寒冷地給、石炭手当、薪炭手当は、これを一本化し、地域別世帯構成別に、段階的定額制を

とることとし、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により、従来のもを改訂する。

四 年末手当は、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉によつて決める。

五 本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

昭和二十七年八月十三日

公共企業体等仲裁委員会

委員長 今井一男

委員 福井盛太

委員 今泉秀夫

理由

第一 賃金について

一 基本給について、職員側は、昨年度賃金協定実施以来一年間の事情の変化を中心としてその増額を求めている。この考え方は、協定妥結の経緯に鑑み、おおむね妥当と認められたから、検討はこの線に沿つて進められた。

そして現行賃金協定が妥結された際における、一般職員の基本給月額額は、平均一〇、九八八円と推算される。これを昨年度の基準とすることについては両者間に争がない。従つて、この金額に一年間の事情の変化を織込むことによつて、適当な結論が得られるわけである。

事実昨年の調停成立以来、労働関係経済諸指標の各月対前年同月の上昇率をみるに、生産活動のやや頭打ち的傾向にもかかわらず、生計費、賃金何れもおおむね二五%に近い数字を示し、僅にCPIが最近落着きを見せ二〇%を割り始めたに止まる。一見して昨年度分の賃金は、そのまま本年度に用い得ないことを明かにしている。

二 問題は前年度の賃金を本年度に引直すことにあるのであるから、前回の調停案の経緯にも鑑み、右に述べた一年間は、昨年度の中央から本年度の中央までとするのが合理的である。

このために必要な傾向値の測定については、いろいろの主張があり得るが、本委員会は、凡ゆる角度から検討の結果、次ぎの方式を最も誤差少きものとして採用することとした。すなわち、最近の労働関係経済諸指標の推移が何れも直線的傾向を示しているので、最小自乘法二次式を避けて一次式をとり、起点は、朝鮮動乱が我が国経済に及ぼした影響に鑑み、昭和二十五年六月として長期傾向線を引き、更に朝鮮休戦会談開始による変動と現行賃金が遡及実施された時期との観点から、昭和二十六年八月を起点として短期傾向線を引き、両傾向線の中間値をもつて回答としたのである。

次ぎに基礎とすべき指標としては、従来製造工業の定期給与が、関連系数として最も多く用いられて来た。しかしそれは他に比べて資料的に正確度が高いことと、所属労働者が全産

業中半数以上を占めていることなどに因るものであつて、事業及び労働の実態、経済界の変動の影響度等からみても、製造工業の賃金をもつて国鉄賃金を律することは、余り当を得たものとは認め難い。

最近その他の産業の賃金統計も種々改善せられ、もはや製造工業とほとんど逕庭がなくなつたことは所官庁の言明するところであるから、国鉄のような企業にあつては、全産業の定期給与により、民間賃金との権衡をはかるのを妥当とする。これによれば、一年間の上昇率は二一・六五%となる。

なお職員側がとつた定期給与一時間当りの計算方式は、資料の関係上、かえつて実態を反映しないものと認めた。

三 以上の順序により算出すれば、一三、三六七円となり、これを円くして裁定とした次第である。この新賃金は、本来ならば、本年四月に遡及さるべきものであらう。しかしながら、

国鉄の支払能力には、後に述べるように多くの問題があり、これについては種々対策を講じ得べきものと認められたが、それにしてもその実現までにはなお若干の日時を要し、また本年六月には、新たに夏期手当が支給された事実もあり、かたがたこの際としては八月以降の実施を適當と認め、その間は職員側に辛抱して貰うこととした。

なお職員側は、民間賃金の動向のほか、いろいろの理由を挙げて増額の根拠としているが、これらは何れも理論的に採用し難い。

四 特殊勤務手当の大部分が四年間もすえ置かれたことに対する職員側の不満はもつともである。この手当の対象となる特殊な労働条件の加重が、その職種に属する者全部に均等に課せられない以上、この手当の額と本俸とのアンバランスは、労務管理の立場からいつても、放置できないものと認められる。原則としては、本俸の引上げに応じて、この手当も引上げられるのが順序である。

しかしながら、これまでベース改訂の度に、各職種と本俸との関係は検討され、その形も可成変更された。更に今回の賃金改訂も、その分配については、団体交渉が行われることになつてゐる。従つて新本俸確定前に、適正な特殊勤務手当の額を算出することは不可能である。よつて、本俸の分配が確定した後、現行制度について根本的に再検討を行い、制度実施以来の事情の変化を参酌し、各職種別新本俸を基礎として、団体交渉によつて決定するを妥当と認め、主文第二項の如く裁定した。そして若し両者の協議が整わないときは、本委員会の指示によることとしたい。もちろん相当の増額は必至であるが、事前にそれを確定することは困難であるし、また適當でもない。

五 今回職員側は薪炭手当の新設を求めている。国鉄職員家計費調査によつて判断するに、その要求はおおむね十分な理由があると認められる。しかしながら同時に、右調査は、現行寒冷地給が一部地域に対しては、既に十分乃至過大の程度に達していることを物語つてゐる。

よつてこの際、根本的改革を行うことを適當と認めた。

元来この種の手当は、温暖地に比し、それだけ余分の燃料費・被服費等を消費しなければ、その地方では生活を営み得ないという差額を対象として設けられた制度であるから、扶養手当と同じく、実質賃金が増し一般生活水準が向上すれば、それに伴つて逐次相対的に低下すべき性質のものと解される。またこの性質からみて、現行寒冷地給が本俸に比例することとは、理論的に不都合である。

国鉄職員家計費調査によると、三級地以下については、この際徹底した地域の再検討か支給全額の或る程度の引下げが適當であり、少くとも現在以上の増額はその要を認められない。四級地、五級地就中青森地区においては、薪炭手当の要求とにらみ合わせつつ、若干の増額が必要である。また北海道地区については、寒冷地給の絶対額はおおむね引上げないこととし、石炭単価の上昇に比例して、石炭手当だけの増額を可とし、かつ地方別に若干の差等

を設けることが望ましい。

要するに一本の寒冷地手当の下、地区並びに世帯構成に応じた段階別定額制をとることとし、団体交渉によりその細目を決定すべきである。なおその所要額は、現行制度を継続した場合における、ベースアップに伴う寒冷地給総額と、改訂単価による石炭手当総額との合計額と大差ないものと予想される。

六 我が国特有の慣習に基く年末における家計費の膨脹を対象とする年末手当制度は、賃金の本筋からいえば賛成し難い。しかしながら、朝鮮動乱以来、民間企業にはこの風潮が流行し、益々盛んになりつつある。殊に最近は、経済の先行見通し難から、ベースアップを控え目にして、その差額を臨時給与に廻す傾向が顕著となり、本年の夏季手当に及んでいる。そしてこれらの多くは定期定率的な給与に属する。

特に指摘さるべきは、国家公務員までがこれを採用し、年末手当については一昨年、

夏季手当については本年から、ハッキリ制度化され、取り残された国鉄においてさえ、団体交渉によつて、昨年末及び本年六月には、それぞれ半月分の臨時手当の協定が成立した。

既にかような情勢に立ち至つたのであるから、この種手当を否定することは、もはや実情に即する所以ではない。理論的に考えても、民間の定期給与を中心として国鉄の基本給が決定される以上、民間の臨時給与が増大すれば、公共企業体の性質上そのままの形では適當でないにしても、或る程度これを採り上げなければ、賃金全体としてのバランスを破ることになる。

民間における臨時給与の動向と、昨年末及び本年六月における交渉妥結の結果から推定すれば、本年末には、従前に比し或る程度の増額が必要と思われるが、本年末における一般の年末手当の支給状況や、国鉄の本年度業績等も、でき得れば加味すべきものと考えられるので、その確定は両者の団体交渉に委ねることとし、必要に応じ、本委員会より指示すること

とした。

七 今回の職員側要求は、従来のそれと異り、役員のほかいわゆる特定職員(約三千六百人)を除いた残余の全職員を対象とするものであるが、これに対しては、国鉄側も、かかる処理を技術的に便宜と認め、この方法に賛する旨の答弁があつたので、裁定はすべてこれら一般職員を対象とすることとした。

なお今回の裁定に当り特に感じたことは、事案が各種手当を含めた広汎なものであるにもかかわらず、その間団体交渉は甚だしく形式的表面的であり、加うるに調停段階が省略されたため、争点を明確に把握するに著しく困難した点が第一である。

次ぎに国鉄側は、現行賃金がおおむね現状にそぐわないことを認めながら、当初は財源のないことのみを主張し、問題処理につき何ら実体的意見を示さず、最終段階に至り、少くとも実質賃金は確保したいという意向は表明しながら、経理能力の見合いを固守して、具体的

な賃金額については遂に触れるところがなかつた。

職員側の熱心なる要求に対し、本年度も尖ばに近き今日、なお決定は時期尚早なりとするような態度は、たとえ善意に解するも、余りに慎重に過ぎ、かえつて公共企業体等労働関係法の精神にもとり、決して紛争を自主的に解決する所以ではなく、殊に極力両者の合意点を発見し、その上に裁定を築き上げようとした本委員会の意図に重大な影響を与えたことを遺憾とする。

右に鑑み、今後はかかる事態を繰返さぬよう、両者は事前に充分の団体交渉をつくすと共に、国鉄側には仲裁段階における具体的な見解と確たる意図を披瀝する毅然たる態度を期待してやまない。

第二 支払能力について

一 我が国の鋳工業は、戦前に比し、約一三〇%の回復率と称せられるのに対し、国鉄の輸送

量は、旅客において三四二%、貨物において一九〇%と、ほとんど他に例をみない増大を示している。

戦前戦後を通じ、国鉄は経理の堅実をもつて知られ、営業費は年々事業収入の六、七割程度をもつて足り、多額の益金を計上して来たのである。しかして戦後においても、事業分量の回復は右のように著しいのであるから、普通ならば他産業よりも、はるかに余裕があるべき筈であるのに、現実の姿は、周知のように、甚だ窮屈である。

二 本年度損益勘定予算をみるに、償却費及び公債費を除いた狭義の営業費は、一、七一五億円であつて、昭和十一年度の三五、四四二万円に対し四八三倍に当るが、うち人件費は三三六倍であるのに、物件費は六八一倍となり、後者の顕著な増加が目立つ。

物件費中石炭費は、この間八五九倍を示しているが、その原因は炭価が凡そ六〇〇倍の騰貴を来したことにあり、また機関車走行キロの増加を斟酌すれば、今後なお節約の要ある

が、その額には大きな期待をもち難い。現に一キロ当りの消費量も昭和十七年頃の水準に達しようとしている。

物件費中最大の修繕費は、本年度五四八億円に達し、この間九二八倍の激増であつて、その合理的な使用については、凡ゆる努力が払われねばならぬがその性質からいつて、減額の余地は皆無である。

右二項目で物件費の八七%を占め、残余は電力及び石油等の動力費三五億円、被服費一三億円、備消費費一五億円等をおもなものとし、合計一三一億円に過ぎず、しかも、昭和十一年度に比し、二五〇倍にしか当たらないところからみても、この部分の節約からまとまつた額を捻出することは困難である。

三 国鉄の人員は、昭和十一年度の二二八千人に比し、本年度は約四四四千人、一時六三〇千人を超えていたのを、公共企業体として発足以来、一一〇千人の大整理を始め逐年減少を図つ

ているが、まだ絶対数において相当高位にある。

しかしながら、これは業務量と対比して判断を要する。すなわち列車キロ当りでは、戦前に比し約五割、車両キロ当りでは約三割多く、人屯キロ当りでは約三割下廻っており、これに機械化の割合の少いことを考慮に入れば、生産性の回復は、鉱業の約七〇%、工業の約一〇〇%に比し、毫も遜色ないものと認められる。

殊に戦後は、労働基準法実施に伴い約七〇千人、連合軍関係約一十万人、鉄道公安員約三千人、自動車輸送の増加に伴う増員約九千人、志免炭鉱約五千人等、鉄道の業務量に直接関係のない要員が大幅に含まれており、これを斟酌すれば、もはや職員数を過大と断ずることは困難であり、その生産性の回復率は一層高く評価さるべきであろう。

損益勘定における人件費は、前述のように、昭和十一年度に比し、三三六倍となつているに過ぎないが、人員数を調整すれば、人件費一人当り一八四倍となり、民間賃金がこの間凡

そ二六〇倍になつたといわれるのに対比すれば、人件費の相対的過少は更に明白である。

従つて人件費対物件費の比率は、戦前おおむね五五%対四五%程度であつたものが、戦後は全く逆転し、本年度は四〇%対六〇%となつてゐる。

四 現在国鉄において最も注目すべきことは、戦災に伴う復旧復興、戦時中の酷使並びに修理不足による老朽荒廃に対する急速な修繕の要請が極めて強いことである。

戦後公社となるまでは、少くとも建設改良(取替)に属する工事経費は、原則として、財政資金によつて賄われた。すなわち、昭和二十年度より二十四年度までの工事経費五〇〇億円のうち、国鉄の自己資金によつたものは僅に一八億円に過ぎなかつた。しかるに昭和二十五年からこれを極力自己資金で賄う建前がとられ、本年度は、工事経費全体の七四%に当る三〇六億円が、運輸収入を割いてこれに充てられることになつてゐる。

戦前においては、自己資金をもつて支弁する償却、取替と修繕の合計は、運輸収入に対

し、おおむね一〇—一二％程度であつたが、戦後は、前に述べた修繕費の関係で激増し、昭和二十五年以降は、運輸収入に対し三六％を超え、本年度は実に四二％に達している。類似産業である私鉄ではこれは三〇％程度に過ぎない。

なお国鉄の資産は、再評価すれば一兆八十一億円と称せられ、これは帳簿価格に対して倍数をそのまま乗じたものであつて一七・七倍となり、これを採算の限度に止めた一般会社の八・一倍、私鉄の三・五倍に比し、はるかに上位にある。従つてこの数字を基礎として償却を行いつつあることは、望ましいにはちがいないが、無理なことも明瞭であろう。

五 収入の本源たる運賃は、昨年十月の改正により、昭和十一年度に比べ、旅客において一〇九倍、貨物において一五七倍となつたに過ぎず、賃金の約二六〇倍、卸売物価の約三五〇倍と比較してもその権衡を得ないことは明らかであり、通信料金の戦前比約三三〇倍、主食の同約二五〇倍、電力料金の同約一四〇倍と称せられるのに對比しても、その相対的低位は十

分裏書される。

以上により明らかなように、国鉄経理の悪化は、人員の多過ぎるためでもなく、その能率の悪いことにあるのではなく、その最大の原因は、取替償却の工事費と修繕費の激増にあり、次いで石炭費の膨脹にあり、しかもこれに見合うべき運賃値上げの行われないうところにある。その結果人件費は圧迫を受け、相対的に減少をみているのである。

六 賃金が雇用者たる企業の経理状態によつて、相当に左右されることは、企業責任制をとる以上、現実問題としては止むを得ないところである。従つて民間企業においては、一般水準に比し、可成割高な賃金を得る場合もあるし、また反対の場合もあり得る。しかしながら公共企業体のようなところにおいては、仮に業績が如何に挙げたとしても、余りに割高な賃金は、その性質上許さるべきであるまいし、同時に、その反対の場合も適當ではないと考えられる。但し業績と全然遊離して決定することも、企業体である本質を無視するものと認め

られる。従来から国鉄は、その経理能力の関係上、賃金は若干低目に決定されて来た。本委員会は、昭和二十五年度の賃金決定に当り、本来ならば八千五百円以上を妥当と認めながら、国鉄の支払能力を考慮して、敢えて八千二百円と裁定した。これが昨年度調停案の基礎となつたのである。これに新規採用の抑制、扶養家族の増加等を計算に加えるときは、その開きは少くとも更に数百円は増大するものと認められる。しかも今次裁定は、これらの要素を除外し、単に昨年度の賃金をそのまま本年度に引直したものに過ぎないのである。すなわち両三年間の企業努力、人員の激減、業務量の増加、生産性の向上等の事実も賃金決定の上に格別に斟酌されていないのであつて、いわば必要限度の賃金といい得よう。

企業体として事業を運営する以上、必要な物件費と同じく必要な人件費は確保さるべきであり、物件費のみを優先させようというような議論は、公正なものと認め難い。

七 本裁定実施のためには、本年度において賃金総額を百二、三十億円程度追加することを要

する。これは損益勘定の約六％に過ぎないが、前に述べたように、本年度予算には、期待し得る余裕乏しく、その大部分は他に俟つのほかはない。

今次仲裁に当り、職員側から、その財源として、主要幹線の電化を始め十項目による約二百億円の捻出が可能と主張された。そのうちには、既に国鉄側において解決済み乃至は着手済みのもの、差当り実行不可能のもの、或は幹線の電化のように、凡ゆる意味で推進さるべきであるが、本年度の財源には加え得ないものも含まれていた。

しかしながら公安員経費の政府負担はもつともであつて、これによつて平年度約六億円の金額を見込み得るし、高架線下用地、広告関係などの使用料、賃貸料の一般民間水準への引上げも速かに断行さるべきであり、死過蔵用品や遊休不動産の払下げも是非努力さるべきであるから、或はこれらによつて数十億円程度は期待できるかも知れない。

次いで指摘さるべきは、定期券の運賃である。戦後運賃改正の度毎に、その割引率は増大

せられ、今や原価の四一％に過ぎない。このような措置は、勤労者の家計援助のためには確かに必要であるが、これを国鉄の負担において行わせることは、現在の一般経済原則にもとり、分配の観念からみても公正を欠く。これを補給金の意味において政府が負担するとすればその額は凡そ二〇〇億円に達する。若し戦前の割引率程度に還元するにとどめてもなお二七億円の財源となる。更に現在稼働中の資産でも、本来の業務に直接必要のないものは、これを払下げるならば、相当な額を産み出し得よう。

なお国鉄は現在限度一杯の償却を行いつつあるが、これを他産業並みに考えるならば、百五十億円程度は減額されて然るべきものである。また運輸収入に対する修繕と償却の合計につき、私鉄を基準として算出すれば二百億円以上の負担軽減となり、昨年度の国鉄の比率に従えば百十億円を減すべき計算となる。

八 若し運賃が、戦前に対する物価の倍数まででなくとも、せめて賃金水準の上昇率程度まで

引上げられたならば、相当大幅な利用減を見込んでも、なお千億円を超える収入増が予想できるから、賃金問題の根本的処理はいうに及ばず、施設の復旧から幹線の電化まで、凡ゆる問題が計画的に解決されるであろう。しかしかかる大幅な値上げはもちろん不可能である。それにしても、一割なり二割なりの運賃値上げは、今の経済の建前に鑑み、考究に値する。もつとも運賃値上げの産業経済に及ぼす影響は甚大であり、国民負担力の回復のまだ十分でない今日、慎重な態度を要することは論を俟たない。若し値上げを避けようとするならば、鉄道債券で賄うことが考えられる。

国鉄の施設は決して完全に戦前の姿には戻っていない。これを求める国民の声は大きい。そしてこの修繕、取替、償却費こそ現在の国鉄経理の中心問題をなし、既に運輸収入の四二％に達し（修繕関係の人件費を加えれば実質的には五二％となる）、しかも多々益々弁じなければならぬ状態にあり、これが人件費を圧迫しているのである。国鉄として、これは負担

が一時的にシワ寄せされたものである。たとえそれが資本的経費でなくても、一時的にシワ寄せされた経費の負担を、後年度に繰延べて平準化させることは、むしろ経営の常識である。企業における独立採算は、会計年度毎のバランスの意味に解されてはならない。殊に運賃を政策的に低位に止め、しかも修理復旧を急ごうとするならば、それ以外に途はあり得ない。そしてこれは補給金的な政府負担に俟つよりも一層合理的である。何者、復旧復興によつて恩恵を受けることは、後年度の鉄道利用者の方がより多大であるからである。若しこの負担を現在の国鉄職員に負わせるような措置が講じられたならば、それは労働価値を公正に扱つたものとはいひ得ないであらう。

国鉄の借入金は、本年度末に至るもなお千億円に達しない。しかもその資産は時価にして一兆円を超える。一般民間事業に比し、その外部資本に依存する程度が如何に低いかをうかがうことができる。この面からも、新建設の分を除き、年に二、三百億円程度の借入金を数

ヶ年に亘つて求め、修理復旧のおくれを一挙に取り返えすことは、最も現実的な手段であらう。若し資金を民間に求める必要があるときは、事情により、政府の元利支払保証を付し、或は一部利子補給の措置を講ずれば、更に効果的であらうし、新線建設に当つては、鉄道債券の一部を地方に負担させる方法も考えられる。

しかし一方使用資本一兆円を超える企業の年収が二千億円ということは、経済常識から見て不合理であつて、その基礎産業たる立場に鑑み、事情の許す限り、運賃は若干は引上げられるべきであらう。

経営上難問題の山積する今日、借入、運賃値上げ、或は経営合理化による財源捻出等につき、切に国鉄当局の善処を期待する。

事由

一 本年二月十九日国鉄労働組合は昭和二十七年度賃金改訂及び増額の要求を国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、国有鉄道がこれを拒否したので調停段階に入り、五月三十日、国有鉄道中央調停委員会の決議により、公共企業体仲裁委員会の仲裁手続に移行し、同委員会 は八月十三日仲裁裁定(第八号)を行つた。

二 右裁定によれば、その第一項の実施及びこれに関連する経費として、本年度約一一〇億円、平年度約一七八億円を必要とし、第二項乃至第四項については団体交渉にまつこととなつておるので、所要金額が明らかでないが、裁定の理由の趣旨に従えば、更に相当の追加経費を要することとなる。

三 前項の追加経費はいずれも昭和二十七年度予算に含まれておらず、特に給与総額については予算総則第十三条の金額を超過することは明らかであるから、これを支出することは予算上不

可能である。

四

四 なお、右昭和二十七年度予算の実状を見るに、国有鉄道において更に経営の合理化並びに経費の節約に努力するとともに、土地物件貸付料の値上げ、不用品の売却等の増収策を講じ、更に運輸収入の増加を見込んでなお、石炭経費の増加その他による一般経費の増加額が極めて大きいので、捻出財源をこれが不足額に充当するのやむなき実情にある。

五 右にのべた事由により、本裁定は、全体としては、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

理由

昭和二十七年八月十三日、公共企業体等仲裁委员会が、国鉄職員の昭和二十七年度賃金の改訂に関する紛争について下した裁定は、全体としては公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当すると思われるので、同条第二項の規定により、国会の議決を求める必要があるからである。

五